

平成27年6月 井手町

6月定例会会議録

井手町議会

平成27年6月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（6月22日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	8
一般質問	8
岩田 剛議員	8
1 町長選挙について	
岡田久雄議員	14
1 高齢者の認知症対策について	
2 高齢者のボランティア（地域活動）ポイント制度の推進について	
中坊 陽議員	20
1 JR玉水駅周辺整備事業等について	
2 今後の空き家対策について	
谷田 操議員	24
1 戦争法に対する町長の政治姿勢について	
2 人口減少を食い止め、町を活性化する具体的方策について	
報告第1号 専決処分の報告について	36
報告第2号 専決処分の報告について	39
報告第3号 専決処分の報告について	40
報告第4号 専決処分の報告について	44
報告第5号 専決処分の報告について	52
報告第6号 専決処分の報告について	52
報告第7号 専決処分の報告について	54
報告第8号 繰越明許費繰越計算書について	56

農業委員の推薦について	5 6
議案第 3 5 号 井手町公平委員選任につき同意を求める件	5 7
議案第 3 6 号 井手町教育委員選任につき同意を求める件	5 7
散会	5 8
署名議員	5 9

第 2 号（6月26日）

応招・不応招議員	6 1
出席・欠席議員	6 1
出席事務局職員	6 1
出席説明員	6 1
議事日程	6 3
開会	6 4
会議録署名議員の指名	6 4
議案第 3 3 号 平成 2 7 年度井手町一般会計補正予算（第 1 回）	6 4
議案第 3 4 号 平成 2 7 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 1 回）	6 8
議案第 3 7 号 財産取得について同意を求める件	7 1
平成 2 6 年度城南土地開発公社（第 1 回）補正事業計画に関する報 告書並びに平成 2 7 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書 について	7 3
発議第 2 号 井手町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件	7 3
発議第 3 号 ヘイトスピーチ（憎悪表現）に関する法規制を求める 意見書	7 4
発議第 4 号 共通番号制（マイナンバー）の中止を求める意見書	7 6
発議第 5 号 「安全保障関連法案」（戦争法案）の撤回・廃案を求め る意見書	7 8
議員派遣の件	7 9
閉会中の継続調査の申し出について	7 9
閉会	8 1
署名議員	8 2

第 1 号（平成 2 7 年 6 月 2 2 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

平成27年6月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成27年6月22日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成27年6月22日午前9時57分 議長 木村武壽

閉会 平成27年6月22日午後3時36分 議長 木村武壽

応招議員

1番 谷田 利一	2番 西島 寛道
3番 岡田 久雄	4番 岩田 剛
5番 古川 昭義	6番 村田 忠文
7番 丸山 久志	8番 中坊 陽
9番 谷田 操	10番 木村 武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番 谷田 利一	2番 西島 寛道
3番 岡田 久雄	4番 岩田 剛
5番 古川 昭義	6番 村田 忠文
7番 丸山 久志	8番 中坊 陽
9番 谷田 操	10番 木村 武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

1番 谷田 利一	6番 村田 忠文
----------	----------

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 奥山 英高	議会書記 菱本 嘉昭
議会書記 中谷 誠	議会書記 西島 豊広

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 汐見 明男	副町長 中谷 浩三
----------	-----------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼保健医療課長事務取扱	小川 淳一	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也	企 画 財 政 課 長	花木 秀章
税 務 課 長	乾 浩朗	会計管理者兼会計課長事務取扱	光田 恵理
住 民 福 祉 課 長	中坊 玲子	高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	建 設 課 参 事	古川 篤
産 業 環 境 課 長	野田 昌司	上 下 水 道 課 参 事	森田 肇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次	社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	高江 裕之
学校給食センター所長	藤崎 裕司		

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成 2 7 年 6 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 1 号〕

平成 2 7 年 6 月 2 2 日（月）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 第 6 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 第 7 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 第 8 報告第 4 号 専決処分の報告について
- 第 9 報告第 5 号 専決処分の報告について
- 第 10 報告第 6 号 専決処分の報告について
- 第 11 報告第 7 号 専決処分の報告について
- 第 12 報告第 8 号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 13 農業委員の推薦について
- 第 14 議案第 35 号 井手町公平委員選任につき同意を求める件
- 第 15 議案第 36 号 井手町教育委員選任につき同意を求める件

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

平成27年6月定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員並びに理事者各位には、ご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日、汐見町長より6月定例町議会を招集されました。各議案につきましては慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられますよう期待します。

梅雨の季節となりましたが、議員並びに理事者各位におかれましては、体調の管理に十分ご留意をいただきますとともに、円滑な議会運営が行われますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、平成27年6月井手町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、谷田利一議員、6番、村田忠文議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いいたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月30日までの9日間にすると思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月30日までの9日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、平成27年度補正予算2件、同意案件2件、専決処分7件、繰越明許費繰越計算書の報告1件、並びに一般質問は4名であります。

なお、本日の会議は、皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおり

であります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、平成26年度の出納整理期間も5月31日をもって終了いたしましたので、平成26年度の各会計別の収支状況をご報告させていただきます。

まず一般会計であります。町税収入では約8億8,900万円、前年度に比べ約1,000万円、率にして1.1%増と、ほぼ前年度並みとなる見込みであります。

また、普通交付税につきましては、約13億4,000万円、前年度に比べ約400万円、率にして0.3%の減となる見込みであります。

特別交付税は、東日本大震災の復興や全国各地で発生している災害地への重点配分により、前年度を大きく下回るのではないかと心配しておりましたが、約3億6,300万円、前年度に比べ約3,800万円、率にして11.5%の増となる見込みであります。

そのほか、未来づくり交付金をはじめ、他の補助金等につきましても、従来どおり京都府より手厚いご支援をいただいた結果、歳入総額約48億5,700万円、歳出総額約44億4,900万円で、繰越明許費を除いた実質収支額は約4億円の黒字となる見込みであります。

中身的にも、地球温暖化対策実行計画に基づくLED照明整備、バリアフリー検討委員会からの意見を反映した老人福祉センター賀泉苑大広間の段差解消のための改修、地域住民の消費喚起と生活対策を図るとともに、町内商工業者の育成や活性化のため、井手町商工会が実施するプレミアム付き商品券発行事業に対する補助、また、身近な歴史的施設周辺を愛着のある道路空間として活用する歴史と自然が薫る道づくり事業、消防・防災の充実を図るための高規格救急車や防災広報車の購入、教育環境の充実を図るための小学

校トイレ改修や通級指導教室の設置、さらには庁舎等整備基金への積み立てなど、一層充実した内容となっております。

なお、庁舎等整備基金であります、平成26年度で8億円を積み立ていたしましたので、同年度末での基金残高は約11億円となっております。

しかし、本町の財政は自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済動向や国、京都府の状況によりまして大きな影響を受けるという構造でありますので、今後も行財政運営には十分な注意が必要であると考えております。

次に特別会計であります、国保会計を除く全ての会計の実質収支額は黒字となる見込みであります。

なお、国保会計につきましては、平成24年度に一般会計から6,000万円と、赤字補填として借り入れました広域化等支援基金貸付金6,150万円の償還金として、毎年1,230万円を一般会計から法定外繰り入れしても、なお実質単年度収支は約5,000万円の赤字となり、大変深刻な状況にあります。

今後もこのような厳しい状況が予想されることから、引き続き、国や京都府に対して医療保険制度の改革や町村国保の財政基盤強化等に積極的に取り組まれるよう要望してまいりたいと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第33号、平成27年度井手町一般会計補正予算ほか、11件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第33号は、平成27年度一般会計の補正でありまして、補正総額は1,404万3,000円の増で、補正後の一般会計予算は38億9,404万3,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係では、玉水区の公民館改修補助金に300万円、3つの区に対する宝くじコミュニティ助成に750万円それぞれ計上いたしますとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴う介護保険特別会計への繰出金に198万8,000円計上いたしております。

次に衛生関係では、骨髄移植の推進を図るための骨髄ドナー助成事業に14万円、保健センターの洋式トイレの暖房便座化の費用に19万5,000円それぞれ計上いたしております。

次に商工関係では、プレミアム付き商品券発行に係る事務費補助に32万円追加計上いたしております。

次に教育関係では、学校施設の適正な維持管理を図るための費用に90万円計上いたしております。

以上が歳出予算の主なものでありまして、その財源といたしましては、繰越金348万2,000円、諸収入750万円計上いたしております。

議案第34号は、平成27年度介護保険特別会計の補正でありまして、財源組み替えをいたしております。

議案第35号及び議案第36号の2件は、いずれも任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

報告第1号から報告第7号までの7件は、地方自治法第179条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認を得ようとするものです。

報告第8号は、平成26年度より繰り越した事業につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（木村武壽）　引き続きまして、去る4月1日付の人事異動によりかわられた方の紹介を中谷副町長よりお願いいたします。

副町長（中谷浩三）　それでは、私の方から、この4月1日付で人事異動を行いました管理職について、ご紹介を申し上げます。

まず、理事兼保健医療課長事務取扱の小川淳一でございます。

理事（小川淳一）　小川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

副町長（中谷浩三）　次に、会計管理者会計課長兼務の光田恵理でございます。

会計管理者（光田恵理）　光田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

副町長（中谷浩三）　次に、住民福祉課長の中坊玲子でございます。

住民福祉課長（中坊玲子）　中坊です。よろしく願いいたします。

副町長（中谷浩三）　次に、建設課参事の古川　篤でございます。

建設課参事（古川 篤） 古川でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 次に、上下水道課参事の森田 肇でございます。

上下水道課参事（森田 肇） 森田でございます。よろしくお願いいたしますします。

副町長（中谷浩三） 以上が今回の異動でかわりました管理職でございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（木村武壽） 次に、議会事務局の紹介を奥山事務局長よりいただきます。

議会事務局長（奥山英高） 去る4月1日付の異動で新たに議会書記として任命いたしました、書記の西島豊広でございます。

議会書記（西島豊広） 西島です。よろしくお願いいたします。

議会事務局長（奥山英高） 同じく中谷 誠でございます。

議会書記（中谷 誠） 中谷です。よろしくお願いいたします。

議会事務局長（奥山英高） どうかよろしくお願いいたします。

議長（木村武壽） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

井手町監査委員から3月分、4月分、5月分、6月分の例月出納検査結果報告書を受理しましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は4名であります。発言の順番は受付順にいたします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

岩田 剛議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岩田 剛議員。

4番（岩田 剛） 4番、岩田です。それでは、既に通告しております1点につきましてご質問申し上げます。

町長選挙についてであります。

汐見町長は、平成7年8月の町長就任以来、本町発展のため、常に「町の

主人公は住民である」との信念のもと、町政に全力で取り組んでこられました。本町のような小規模な自治体で財政状況が厳しい中であって、町長は国・府の支援を受けながら数多くの実績を残されております。

5期目就任の平成23年8月以降も、「住んでみたい、住み続けたいまちをめざして」を合言葉に、経験豊かな行政手腕を遺憾なく発揮され、他市町に先駆けて暮らしの周辺整備や子育て支援策、教育環境の充実はもとより、白坂地区の工業団地の開発やJR奈良線複線化の実現など、数多くの実績を残してこられました。

本町にとりまして今一番大きな課題であります人口減少問題を解決するためには、現在進行中の井手町第4次総合計画を着実に実現するリーダーシップが必要であると思います。

汐見町長におかれましては、京都府町村会長、全国町村会監事、JR奈良線複線化促進協議会会長、木津川右岸宇治木津線道路新設促進協議会会長など、数多くの役職経験を生かされ、ことし8月に実施される町長選挙に出馬され、引き続き町政運営に当たられることを、多くの住民、住民団体の方々とともに望んでおります。

町政5期目の総括と、次期町長選挙への出馬についての町長のお考えをお伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 汐見町長。

町長（汐見明男） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

私は4年前、5期目の町長選出馬に当たり、一つの基本姿勢と四つの柱からなる31項目の基本政策を公約として発表し、その実現に向け精いっぱい取り組んでまいりました。

振り返りますと、この間、平成23年3月に発生した東日本大震災は我が国に甚大な被害をもたらし、国民生活や国内の生産活動に大きな影響を与えると同時に、デフレや急速な円高、欧州の財政不安による海外経済の低迷などにより、国内経済はもとより、地方自治体を取り巻く環境はより複雑化し、また、雇用情勢や企業業績の悪化による税収減や国の震災復興財源の確保、さらに社会保障費の増加などにより、国、地方とも財政は厳しい状況にあり

ました。このような状況の中、私がお約束をした多くの施策について実現できましたことを大変うれしく思っております。

その主なものを基本政策の四つの柱ごとに申し上げますと、まず、一つ目の「自然と調和のとれた個性が光る秩序あるまちづくり」では、井手町を訪れる方々に親しんでいただくため、歴史と自然豊かな井手町の特色を活かし、情緒あふれる趣のある散策道とするための歴史と自然が薫る道づくり事業を計画的に実施してまいりました。また、子育て世代や高齢者の方々から、大型遊具や健康器具の種類をはじめ、公園の名称も検討していただいた玉川さくら公園の整備事業などにも取り組んでまいりました。

環境対策につきましては、温室効果ガスを削減するため、エコ防犯ソーラーライト整備をはじめ、自然休養村管理センターへの太陽光発電装置の設置、各公共施設へのLED照明の導入などに取り組んでまいりました。その結果、井手町地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガスの15%削減目標について、計画どおり平成26年度末で達成することができました。

次に、二つ目の「活力ある産業の振興と快適で潤いのあるまちづくり」では、地域住民の生活支援と町内の商工業者の育成や活性化を図るため、井手町商工会が実施されるプレミアム付き商品券の発行事業を継続的に支援しており、本年度は京都府内でも例が少ないプレミアム率3割の商品券の補助を実施しながら、地域の活性化や住民サービスの向上に積極的に取り組んでいるところであります。

河川や下排水路、道路などの暮らしの周辺整備等につきましても計画的に取り組んでまいりましたし、快適な生活環境の向上を図るための公共下水道整備も、平成26年度末で普及率はほぼ100%に達するまでになりました。

次に、三つ目の「あすを創造する教育や文化、福祉をはぐくむまちづくり」では、子育て支援として、京都府南部の市町村では先駆けて、中学校卒業までの医療費の完全無料化や第3子の保育料無料化、また、本年度からはチャイルドシート購入費の補助を実施しております。

高齢者の健康対策として、65歳以上の方の肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成や、55歳以上の方を対象にした前立腺がんの無料検診事業、これまでもから実施しておりますその他のがん検診についても全て無料で受診できるようにするとともに、障がい者への施策として、本年度から外出が困難な障がいをお持ちの方を対象に、タクシー料金の一部を助成する福祉タクシー

事業も実施しております。

さらに、安心・安全のための公共施設のバリアフリー事業として、バリアフリー検討委員会から毎年ご意見をいただき、全ての方々が利用しやすいよう、玉泉苑駐車場やエントランスの改修、保健センターのトイレ改修や賀泉苑大広間の改修、北口公園へのスロープ設置などにも取り組んでまいりました。

また、教育関係であります。小・中学校のプールやトイレ改修、パソコン機器更新などの教育環境の整備・充実に努めるとともに、泉ヶ丘中学校の生徒に豊かな国際感覚を身につけることを目的とした国際交流・海外派遣事業の実施や、当該事業が継続した取り組みとなるための新たな基金の設置、さらに、英語検定4級の検定料の全額補助も実施してきたところであります。

次に、四つ目の「つながりとふれあいを大切にし、みんなでとりくむまちづくり」では、防災対策として、防災広場、防災空地の整備、災害時の連絡体制の強化のための防災行政無線の更新、さらに、自主防災組織や消防団と連携した、より実践に近い防災訓練も実施してまいりました。

また、まちづくり協議会がまちの活性化をはじめ、入込客数をふやすためのイベント開催などを支援するとともに、駅前休憩所さくらやまちづくりセンター椿坂での来訪者のもてなしを、豊かな自然や歴史・文化を活用した住民活動を支援することで新たな井手町の魅力が創出されてきていると喜んでおります。

おかげをもちまして、町長就任当時の平成7年では4万2,000人であった入込客数が、平成26年では35万2,000人と約8.4倍となっております。

財政面につきましても、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわす健全化判断比率は年々好転してきており、経常収支比率も京都府内26市町村の中で上位から2番目に位置するまでとなっております。さらに、町長就任時の平成7年度末の基金残高は26億7,500万円であったものが、平成26年度末では63億7,600万円、約2.4倍増加し、一方、地方債残高は47億6,100万円であったものが29億300万円と、逆に約4割減少しております。

次に、国や京都府にお願いし進めていただいている事業も順調に進捗しております。

まず道路関係では、右折レーン設置のための拡幅工事である国道24号多賀地区交差点改良をはじめ、安全性向上を図るため、歩車道を分離した府道上狛城陽線井手小学校北区間整備や、和東井手線の狭小部分の拡幅整備などにも計画的に実施していただいております。

河川・樋門関係につきましても、内水排除のための下ノ浜樋門や鐘付樋門の改修をはじめ、町内4河川の雨量、水位を監視する防災情報システムの導入や環境整備なども実施していただいております。防災・減災につながるものと期待しております。なお、これで、懸案であった全ての樋門の改築を完了することができました。

さらに、長年、国や京都府に福祉教育施設の誘致を要望しておりましたが、このたび、井手町内に府立特別支援学校新設の決定がなされ、この6月2日に京都府知事と建設に向けての連携協定を締結してきたところであります。

このように、5期目の任期中も多くの事業に取り組み、健全財政を維持することができましたのも、国や京都府のご支援と議会や住民のご協力のおかげであると心から感謝しているところであります。改めてお礼を申し上げておきたいと思っております。

私は、まちづくりの主人公は住民であるとの考えのもと、町政を進める基本姿勢として、「豊かな自然と利便性・快適性とが共存する新しいまち」の実現に向け、住民各界各層の参画によるまちづくりを進めるため、毎年、各種団体との懇談会やイベント、各種行事などで住民の方々の貴重なご意見を聞かせていただき、町政への反映に努めてまいりました。

このように、まちづくりの具体的な事業にもかかわっていただくことで、他の市町村にはない井手町ならではの住民と行政とのパートナーシップによるまちづくりが構築されているものと考えており、今後もこの方向性を堅持しながら町政運営を進めていく必要があると考えております。

しかし、さまざまな事業に取り組み、多くの成果を上げることができたものの、人口減少を食いとめるには至っていない現状でありまして、このままの状態が続けば取り返しがつかない町になるという強い危機感を持っております。

ただ、幸いにして、人口の減少を食いとめるために最も重要だと思っております。利便性向上のためのJR奈良線の高速化・複線化、若者の雇用創出のための白坂の開発、そして、住宅地をはじめとする開発適地拡大のための

宇治木津線道路の新設の三つの事業が、一昨年、それぞれ実現に向かって一歩を踏み出すことができました。

まず、一つ目のJR奈良線の高速化・複線化であります。平成25年8月にJR西日本、京都府、関係市町の三者で基本協定を締結し、来年から本格的に複線化に向けた工事が始まることとなっております。また、複線化にあわせ、関連事業として玉水駅の橋上化や自由通路の設置、東側駅前の整備、玉水駅、山城多賀駅へのエレベーターの設置などについても、今年度からの実施に向けて、この6月12日にJR西日本と協定を締結することができました。

二つ目の白坂の開発であります。ことしの8月に第1工区が完成し、進出する企業も決まってきており、また、来年には第2工区、再来年には第3工区と順次完成していく計画となっております。

三つ目の宇治木津線道路の新設であります。一昨年、国の方で初めて調査費をつけていただき、本年度は通常の調査手順を飛び越えて、一気にルートと構造の調査費を計上いただいたところであります。

また、昨年、人口減少の克服や地域経済の活性化、あるいは都市一極集中の是正を目的とした「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、本町においても地域創生推進会議を立ち上げ、人口ビジョンと総合戦略の策定に取り組んでいるところであります。

今後、今述べました三つの事業を核として、総合戦略で策定した各種事業を一体となって取り組むことができたならば、人口の減少を食い止めることができると思っております。

このように、井手町の課題解決を図るための、また将来のまちづくりを左右する重要な基盤整備の事業が大きく前進してきたところであります。核となる三つの事業が始まったばかりであり、確実なものとするためにも、これからの数年間は非常に重要な時期になるものと考えております。

そうした中、去る6月18日に町内の31団体から、「豊かな行政経験と強力なリーダーシップ、すぐれた先見性を持った貴殿が引き続き町政を担当されるのが、井手町の一層の発展と住民の安心・安全な暮らしにつながるものと確信している」とのことで、ぜひとも6選出馬するよう強い要請を受けたところであります。

恐縮すると同時に身の引き締まる思いをしたところでありまして、これら

数多くの住民団体等からの厚いご支持、ご声援の期待に応えるためにも、また、先ほど述べました井手町の課題解決を図るための諸事業をより着実に前進させるためにも、全精力を傾注すべきと考え、再度出馬の決意を固めた次第であります。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岩田議員。

4番（岩田 剛） 今、町長の方から決意を述べていただきました。

人口減少の検討委員会の中でいろいろと検討されると思いますけれども、特に若い人たちの声を最大限活用いただきまして、さらにいいまちづくりを進めていただくようにご努力をお願いしたいというふうに思います。

どうもありがとうございました。

議長（木村武壽） 次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田久雄議員。

3番（岡田久雄） 3番、岡田久雄です。事前に通告しております次の2点について、一般質問をいたします。

まず最初に、高齢者の認知症対策について質問をいたします。

さまざまな原因から脳細胞の働きが悪くなることで障害が起こり、日常生活にも支障を来す認知症。超高齢社会に突入し、さらに増加が見込まれる中、厚生労働省は、全ての団塊の世代が75歳以上となる2025年には、高齢者人口は3,657万人となり、認知症の高齢者数は65歳以上の5人に1人に当たる700万人に達するとの見通しを示しています。

政府は本年1月に認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）をまとめています。同プランは、①認知症への理解を深めるための普及・啓発の促進、②適切な医療・介護の提供、③介護者への支援、④研究開発の普及など、七つの柱で構成されています。

新オレンジプランでは、早期診断と対応へ、医師、看護師らが自宅を訪れて適時適切なサービスを提供する認知症初期集中支援チームを、現在の41市町村から拡大し、2018年度末までに全市町村に設置することになっています。

そこで、次のことについて質問いたします。

1、本町の認知症患者の現状及び現在までの支援の取り組みについてお伺いします。

2、認知症の早期発見につなげるため、町のホームページに認知症チェッカーの導入の考えをお伺いいたします。

3、我が国では、1年間に1万人を超える方が認知症が原因で行方不明になられていると言われていています。認知症による行方不明防止策及び緊急時や災害時などの困った際に周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするヘルプカードを作成し、75歳以上の高齢者に配布されてはとありますが、本町の考えをお聞きいたします。

4、政府は新オレンジプランで、2017年度末までに、認知症高齢者を見守り支えていく認知症サポーターを800万人にする目標を設定しています。サポーターになる条件及び本町のサポーター養成への取り組みについての考えをお伺いいたします。

5、本町の弥勒会の特養登録者数、デイサービス、ケアハウス等の利用状況についてお伺いいたします。

次に、高齢者のボランティア（地域活動）ポイント制度の推進についてお伺いいたします。

我が国における高齢化が急速に進展する中、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢化が安心して暮らせる地域社会をつくり上げていくことが極めて重要な課題となっています。そのためには、住みなれた地域で自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築へ向けた国・自治体の連携による取り組みが求められています。一方、元気な高齢者については、要介護にならないための生きがいづくりや社会参加促進施策など、介護予防につながる諸施策を展開する必要があります。

現在各自治体で進められているものは、高齢者の介護支援ボランティア等と呼ばれるもので、介護予防を目的とした65歳以上の高齢者が、地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等でのボランティア活動を行った場合に自治体からポイントを付与するもので、たまったポイントに応じて、商品との交換や換金のほか、介護保険料の支払いに充て、保険料の軽減に利用できる自治体もあります。その際の財源として、自治体の裁量により、地域支援事業交付金の活用が可能です。

そこで、次のことについて質問します。

1、本町における現在までの高齢者の生きがいづくり、社会参加促進施策等、介護予防の取り組みについて。

2、近隣市町のボランティア（地域活動）ポイント制度の取り組み状況について。

3、ボランティア（地域活動）ポイント制度の推進に向けての本町の考えをお伺いいたします。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議長（木村武壽） 答弁願ひます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の高齢者の認知症対策についてであります。一つ目の認知症患者の現状及び現在までの支援の取り組みにつきましても、井手町の認知症患者の現状は、認知症と診断を受けている人の数は全てを把握できませんが、介護保険認定の際の医師の意見書の認知症自立度Ⅱ以上の方は253名となっており、高齢者人口に対する比率は10.5%であります。自立度Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる人です。これは京都式オレンジプランの中での京都府の推計10.2%とほぼ同程度となっております。

また、平成26年度地域包括支援センターや在宅介護支援センターで認知症に関する相談支援は11件でありました。現在、在宅でのサービスを継続しながらご家族で介護を行ってられる方もおられますので、地域で認知症の方を支えることが必要と考えております。そのための施策といたしまして、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアの認知症サポーターの養成に努め、その後、フォローアップ研修も実施しております。

また、介護サービス等につながらない初期認知症状のある高齢者等を早期から適切な支援等につなげるよう、気軽に集える場所といたしまして、井手町立老人福祉センター玉泉苑の一角で初期認知症対応のほのぼのカフェづくりを実施し、さらに、一般高齢者等を対象として、講義形式でなく、ゲームや体操、参加者同士の交流を通じて、認知症とはどういうものか、予防のた

めにどのようなことをすればよいかを学ぶ教室、脳活性化クラブスリーAを実施しております。

次に、二つ目の町のホームページに認知症チェッカーの導入につきましては、認知症については、今後認知症の方が増加することが見込まれますので、京都地域包括ケア推進機構が、住みなれた地域で365日安心して暮らせる京都式地域包括ケアシステムを実現するため、認知症においても取り組んでおられます。そのホームページ等で、認知症の可能性をチェックすることのできるセルフチェックを行うことができまして、本町のホームページからもリンクいたしましたので、ご活用いただきたいと考えております。

次に、三つ目のヘルプカードの作成につきましては、現在、認知症の行方不明者の防止策としましては、行方不明になられた場合、広域的な情報共有が必要でありますので、町単独で行うことは難しいため、京都府が主導となり、田辺警察署管内でSOSネットワークの構築に向けて取り組んでいるところであります。今後も、京都府及び田辺警察署と協議を行い、実施に向けて調整を行ってまいりたいと考えております。

また、緊急時や災害時等につきましては、要配慮者支援台帳に登録申請していただいた方は、民生委員、自主防災組織や消防団と情報を共有しておりますので、今後も、少しでも多くの方に登録していただけるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、四つ目の認知症サポーターにつきましては、認知症サポーターとは、何かを特別にやってもらう人ではなく、認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらう人であります。認知症サポーターになる条件は、自治体等が実施する認知症サポーター養成講座を受講することが条件となっております。

本町のサポーター養成への取り組みについては、平成19年から養成講座を小学生やボランティア団体、事業所等で実施し、現在、508名の方に受講していただきました。今後も、認知症サポーター養成講座を継続して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、五つ目の本町の弥勒会の利用状況につきましては、平成27年3月現在で、特別養護老人ホーム75名、デイサービス87名、ケアハウス14名、ショートステイ38名、グループホーム9名、ヘルパーステーション48名となっております。また、特別養護老人ホームの登録者数につきましては

は146名となっておりますが、入所の希望、必要性が高い方は35名で、そのほかの方は現在、老人保健施設などの施設入所や、在宅介護サービスを受けておられ、将来のために登録されている場合などであります。

2点目の高齢者のボランティア（地域活動）ポイント制度の推進についてであります。一つ目の、本町における現在までの高齢者の生きがづくり、社会参加促進施策等、介護予防の取り組みにつきましては、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉の総合支援体制の整備と、地域の団体やボランティアとも連携し、地域社会全体での支援体制づくりが必要と考えております。

現在、介護予防事業として、65歳以上の一般高齢者を対象とした一次予防事業を、老人福祉センター玉泉苑及び賀泉苑において、転倒予防等を目的とした運動教室、やまぶき体操クラブを実施しております。一般高齢者及び要支援の方を対象とした体操教室や、地域の交流や生きがいを持った生活を送れるように社会的孤独感の解消を目的とした高齢者生きがい通所事業や、認知症予防を目的として脳のトレーニングやゲームを取り入れた脳活性化クラブスリーAなどを実施しております。また、地域の公民館等で実施されているミニサロンに介護予防に関する講師等を派遣する地域活動支援事業も実施しております。

いずれにしても、住みなれた地域でいつまでも健康で自立した生活が過ごせるよう、第6期高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者の福祉対策を総合的に進めていきたいと考えているところであります。

次に、二つ目の近隣市町のボランティアポイント制度の取り組み状況につきましては、近隣市町では京田辺市、八幡市、城陽市が実施しております。

次に、三つ目のボランティアポイント制度の推進に向けての本町の考えにつきましては、介護保険制度で、要支援や要介護状態になる前から介護予防を推進するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した生活を営むことができるよう、支援するために創設されました地域支援事業の一つとして、平成19年5月に、高齢者が介護支援ボランティア活動等を通じて社会参加、地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進も図れる施策として位置づけられてきました。

また、平成26年度の介護保険制度改正におきましても、国において、介護支援ボランティアポイントの取り組みは地域支援事業の一般介護予防事業

の枠組みが活用可能と示されておりますが、本町のボランティア活動では、地域の方々が無償のボランティアとしてミニサロンを実施していただいておりますし、老人クラブや民生児童委員の方々はデイサービスセンターの草刈りなどの清掃活動、食生活改善推進員の方々は配食サービス事業の調理支援など、無償のボランティア活動を行っていただいております。さらに、介護保険事業の分野だけでなく、まちづくり、環境美化、子育てなど多岐にわたる分野で、多くの方々が無償のボランティア活動を行っていただいております。

このようなことから、介護支援分野に限定した有償の高齢者ボランティア活動の導入については、既存のボランティア活動を行っている方々や団体との整合性もあり、慎重な対応が必要と考えておりますので、先行して実施している自治体の動向を見ながら、さらなる研究をしてみたいと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田久雄議員。

3番（岡田久雄） 1点、要望として、させていただきたいと思います。

認知症対策としては、早期発見・早期治療の取り組みは最も必要ですが、それとともに、認知症にならないためにはどうすることがいいかということが大切になってくると思います。ひとり暮らしの高齢者は、誰とも会話をしない日が多い、隣近所のつき合いがない、困ったときに頼れる人がいないなど、高齢者等が社会から孤立した状況が長く続くと、生きがいを失ったり、日常生活に不安を感じることに繋がります。そういう不安な日々を心温かい日々に変えていくために、地域の方々とつながり、困ったときは助けてもらったり、困っている人があれば助けてあげたり、不安な悩みを話せたり、ちょっとした相談事ができる場や地域との交流、人間関係を築くことが大切だと思います。それが認知症を予防することにつながると私は思っております。

本町では、元気な高齢者のために、社協ではふれあいサロンなどを開催されています。また、健康づくり教室のようなことも実施されていると今お聞きいたしました。高齢者の生きがいづくり等に大変いいことだと思っております。感謝もしたいと思います。

それと同時に、日々の生きがいづくりとして、空き家を利用して高齢者の居場所づくりの場の提供をされている市町村もあります。本町におきましても多くの空き家があります。このような先進的な取り組みをされている町村をぜひ研究していただき、本町におきましても、高齢者の居場所づくりの場の提供を考えていただきますよう要望させていただきますして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（木村武壽） 次に、中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 8番、中坊 陽です。事前通告しております2点についてお伺いいたします。

1点目として、J R 玉水駅周辺整備事業等についてお伺いいたします。

住民の待ち望んでいたJ R 奈良線の複線化2期工事事業が決定され、本町においてもJ R 玉水駅周辺整備事業の計画が行われました。本年度予算にも計上されていますが、住民説明会や用地交渉など、完成に向けての現在の進捗状況についてお伺いします。

また、関連事業として、住民要望があったものの、利用者数の関係などでJ R 西日本の理解に大変苦労された、J R 山城多賀駅エレベーター設置事業の進捗状況についてお伺いします。

2点目として、今後の空き家対策についてお伺いします。

全国に820万戸存在する空き家対策の特別措置法が、本年5月26日に全面施行されました。本町の現状については、昨年12月議会の一般質問で約160戸あると報告されています。今後はこの法律を有効活用して問題解決したいと答弁を聞いています。独自に条例を定める自治体がふえており、強制撤去規定を設ける例もあります。

特別措置法案が全面施行されたことで、本町における今後の具体的な取り組みについてお伺いします。

さらに、税額が最大6倍になりますが、現在の税額との比較試算をお伺いいたします。

以上です。

議長（木村武壽） 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

1点目のJR玉水駅周辺整備事業等についてであります。現在の状況は、周辺整備事業の核となる玉水駅西交通広場、玉水駅東交通広場、玉水駅自由通路の都市計画決定を行い、その後、都市計画事業の認可を受け、京都府及び井手町にて整備を進めているところであります。

まず、玉水駅西交通広場につきましては、京都府において、事業を進めるために必要となる用地及び物件補償に向けた地権者との交渉が進められております。

次に、玉水駅東交通広場につきましては、昨年度、本町において駅前広場の整備に必要な用地の測量及び建物の補償調査を行ったところであり、その取得に向け、地権者と交渉を進めているところであります。

次に、玉水駅自由通路を含めた駅舎の橋上化につきましては、平成24年度から本町において概略設計、基本設計、補償調査を行い、自由通路などの構造や建設費用の協議が整ったことから、この6月12日にJRとの協定を締結したところであります。

次に、JR山城多賀駅エレベーター整備の進捗状況につきましては、昨年度、設計業務を発注し、エレベーターの設置位置などの検討を行い、協議が整ったことから、この6月12日にJRとの協定を締結したところであります。また、整備につきましては2カ年で完了する予定であり、当初予算において、平成27年度から28年度までの債務負担行為を設定しております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 2点目の今後の空き家対策についてであります。本年5月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行されました。

今回の法律では、空き家対策の基本的な考え方といたしまして、適切な管理が行われていない空き家をもたらす問題を解消するためには、法において、行政主体の責務に関する規定の前に、「空き家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとする」

と規定されており、第一義的には、空き家の所有者がみずからの責任により的確に対応することが前提となっております。

しかしながら、空き家の所有者が経済的な事情等からみずからの空き家の管理を十分に行うことができず、その管理責任を全うしない場合も考えられます。そのような場合においては、所有者の第一義的な責任を前提にしながらも、住民に最も身近な行政主体であり、個別空き家の状況を把握することが可能な立場にある市町村が、地域の実情に応じて、地域活性化の観点から空き家の有効活用を図る一方、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家については所要の措置を講ずるなど、空き家に関する対策を実施することが重要となってまいります。

また、法律では、空き家のうち、周辺環境に悪影響を及ぼし、撤去命令などの対象となる空き家を特定空き家等と定義しております。特定空き家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の4つに定義しておりますが、国は5月26日に、判断基準の参考例を示した市町村向けガイドラインを公表しました。

ガイドラインでは、例として、建物の著しい傾斜や土台の欠損など倒壊のおそれがあること、浄化槽の破損やごみの放置で臭気が発生していること、多数の窓ガラスが割れたまま放置されたり立木が建物の全面を覆うほど茂ったりするなど著しく景観を損なっていること、動物が住みついたりシロアリが大量発生したりしていること、門扉が施錠されていないなど不特定の者が容易に侵入できることなどを列挙しております。

議員ご質問の一つ目の、今後の具体的な取り組みにつきましては、まず、空き家対策を効果的かつ効率的に実施するために、本町の空き家対策に係る各課の連携体制や空き家の所有者からの相談を受ける体制の整備等を図るとともに、町内の空き家の所在やその状態等の把握と、関係各課が情報共有できるデータベースの整備を図ってまいりたいと考えております。

また、利活用可能な空き家につきましては、今までも町内に貸していただける空き家がないか、商工会と本町で協力しながら進めてまいりましたが、空き家の持ち主に問い合わせましたところ、貸していただけなかったという

結果でありました。しかしながら、今回の法律でも、「市町村は、空き家等及び空き家等の跡地に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする」と規定されていることから、今後の空き家対策を推進する上で、例えば、インターネットを通じて、所有者が利活用可能な空き家の情報を空き家情報として登録していただき、当該空き家を購入または賃貸しようとする方々に情報提供するための空き家バンクの設置など、空き家活用の促進について検討してまいりたいと考えております。

一方、空き家のうち、特定空き家等に該当する建築物につきましては、法に基づき立入調査を実施し、その調査結果に基づき、特定空き家等の所有者に対し、必要な措置を助言・指導・勧告及び命令を行い、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないときは、行政代執行法の定めるところに従い、本来特定空き家等の所有者が履行すべき措置の代執行も視野に入れながら、空き家対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、二つ目の現在の税額との比較試算につきましては、平成27年度税制改正におきまして、地方税法に規定されております住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の改正が行われ、特定空き家等として勧告がなされた敷地につきましては、平成28年度より固定資産税に課税の特例を適用しないこととされたところでありますが、特定空き家等の把握及び調査につきましては今後の取り組みとなりますので、現時点ではお答えすることはできません。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 2点目の空き家について質問します。

先ほども質問の中で言ったように160戸ほどあるということで、所有者については町内、町外の方がおられると思うんですけど、もし比率的にわかればお伺いしたいと思います。

それと、全部の方に一応連絡はつく状態なのか、所有者がどこら辺におられるかわからんというふうな状況なのか、ちょっとその辺についてお伺いします。

それと、1点目については要望ですけども、今後、地権者の交渉等々あると思います。その辺を円滑に図っていただいて、予定どおり進むように要望

しておきます。

以上です。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 現在の空き家の状況160戸につきましては、税情報が使えるということで、税務課の方で調査を自動的にコンピューターでいたしました状況で申し上げました。

今後、詳細な、それを一件一件現場で確認し、また法務局で調査をして、所有者等の確認についてもやってまいりますので、現在のところ、町内、町外、または連絡つく、つかないについては、詳細な調査がこれからということで、持ち合わせないというところでございます。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時20分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、谷田 操議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 9番、谷田 操です。それでは、通告に基づいて質問を行わせていただきます。

まず1点目に、町長の戦争法に対する政治姿勢について伺います。

ことしは戦後70年の節目の年でございます。本町でも戦没者は261名を数えます。ポツダム宣言は国民をだまして世界征服の挙に出る過ちを犯させた権力と勢力の永久追放ということを求めましたが、町長は、さきの戦争が世界征服、すなわち侵略を目的とした誤った戦争であったという認識をお持ちなのかどうか、基本的な姿勢であると思っておりますので、お伺いいたします。

現在、国会の安保法制特別委員会などでいわゆる戦争法案の審議が行われております。日本共産党は党を創立して93年、一貫して戦争反対を命がけで訴え抜いてきた政党として、断固としてこの法案の撤回、廃案へ戦っていく覚悟で現在努力をしております。

政府は平和安全法制と呼んでおりますけれども、その中身は、端的に申しまして、一つ目に、戦闘地域まで自衛隊が行って軍事支援を行うこと、二つ目に、戦乱の続く地域でも武器を使って治安維持活動を行うということ、また3点目に、日本が攻撃をされていないのに、集団的自衛権を発動してアメリカなど同盟国の戦争に参戦をするという三つの大問題がありまして、三重に憲法9条に違反する違憲立法であると考えられます。

町長は、この戦争法が、わが国を戦争する国に変えてしまう、若者を殺し殺される戦争に巻き込むことになるという認識をお持ちなのかどうか伺います。

井手町と町議会が1988年に決議をして定めた非核平和都市宣言には、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を日常の町民生活の中に生かし、子々孫々継承することを目的とし、一項を設けまして、その中で、井手町は戦争に協力する事務は行わないということも宣言をしております。

これらを考慮しますと、井手町長は戦争法に対して反対の意思をきっぱり表明するべきではありませんか。町長の戦争法に対する政治姿勢を伺います。

2点目に、人口減少を食い止め、町を活性化する具体的な方策について伺います。

本町の人口減少には歯どめがかかっておらず、むしろペースが高まっているのではないかと感じる昨今であります。

町長は、先ほどの町長選挙に当たっての出馬の意思を表明された折にも、町の活性化は、一つ目、JR奈良線の複線化と、二つ目、白坂工業団地への企業誘致、そして3点目、高規格道路宇治木津線の開通という、その3点を核にして進めるのだと繰り返しおっしゃっているわけですが、いずれもハード対策優先で、しかも長期にかかるような計画でありまして、住民生活にすぐに直結するソフト面の整備の視点がないと言わざるを得ません。

南山城村は皆さんよくご存じだと思いますが、人口は2,935人、1,243世帯ですが、本町よりも人口はもちろん少ない。JR路線も利便性が高いとは言えない状況だと思いますが、危機感を持たれた村当局によりまして、定住促進奨励金という制度がございます。住宅取得1件当たり30万円、賃貸をされる場合でも15万円、さらに、家族数掛ける5万円の加算や、申請者が40歳未満であれば10万円加算するというような、そういう定住促進奨励金という制度が行われていたり、田舎暮らし体験プログラムを系統的

に行っておられまして、住民団体、NPO法人などとの協働により、この3年間で27世帯64人の方が移住・定住されているというふうにお聞きしております。しかも、40代以下の若い方が多くて、農業の従事者だけでなく、陶芸や木工家具の製作者の方、革細工やアクセサリー製作の方、イタリア料理店を経営する方、音楽活動家、そして絵画ギャラリーを設ける方など、多様な方々が地域に溶け込み、村の活性化につながっているとお聞きしております。

また、島根県の奥出雲町というところは、1万3,727人、4,890世帯の町であります。若者定住就職奨励金というものが行われていたり、ふるさと留学奨励金、これは小学生、中学生等ですね、それから、空き家バンク制度をきちんと制度化されておられまして、U・Iターン者の住宅の購入や改修への補助なども行っておられます。それを通じて、若い世代の定住化を進めておられます。親元に住もう補助金という制度もこのたび新設されて、2世代や3世代が同居されたり、近居でもよいということで、住宅を購入されたり、その2世代・3世代同居のために改修を行われるというような場合にも、上限50万円まで補助を行うというようなことをされております。雇用促進のために、町内の若者を採用した場合に企業に補助をするというようなことも行われておられまして、仕事づくりにも努力が行われております。

本町でも今後、人口ビジョン及び井手町まち・ひと・しごと創生総合戦略なるものが策定されるという計画をされておりますけれども、1年後に計画ができて、それから具体化を図っていくというようなことでは非常に時間がかかるわけがございます。今すぐにでも取りかかれるものは積極的にやっていくということが必要ではないかということで、提案を今、4項目13対策についてさせていただきたいと思っておりますので、町長の見解を伺いたいと思っております。

まず住宅対策です。人口をふやそうと思えば、住宅対策をしなければならない。

1番目に、収入が少ない若者や子育て世代には家賃の補助を行ってはどうか。町営住宅等は限りがありますし、民間の住宅も最近井手町ではふえてきております。賃貸住宅もふえてきておりますが、新しいいわゆるアパート、マンション等は非常に家賃が高いということがございます。それに補助を行ってはどうか。

2 番目には、Uターンだけでなく I ターン、別に井手町にかつてお住まいでなくても、出身者でなくても、いらっしゃる方には定住の奨励金を行う。

3 点目、町営住宅は既存のインフラでございますので、すぐに取りかかれる。ここへは、子育て世代の優先入居枠等を設定しまして、安い家賃で住んでいただくというようなことはどうか。

2 点目は子育て支援策です。保育所についてさまざま思いを保護者の方に聞かせていただきますと、2 人目が欲しいけれども、例えば多賀地域ですと、ゼロ歳児、1 歳児というのは多賀保育園では保育がされていませんから、上の子供と下の子供が違う保育園になってしまう。歩いていけないというようなことがありまして、保育園は今 3 園ございますが、これを、兄弟姉妹が同じ保育所に歩いて通園できるような再編ということも考えたらどうか。

5 点目は延長保育料ですが、ことしから延長保育料が導入されまして、やはり保育園の現場ではかなり意見が出ている。1 分でもおくれたら延長料の対象になりますよというようなことは、やはり規定ですから、当然、保育士の方もそういうふうにおっしゃるといことがありまして、なかなか厳しいというご意見が相次いでおります。給食も、井手町では長年、副食給食だけでありまして、主食についてはご飯を持ってきなさいということになっていきますが、これでは給食のバラエティーというか、多様な給食をつくるのにも完全給食が望ましいのではないかと。

6 点目は学童保育ですが、学童保育もこのたび対象が拡大されましたけれども、保育園と同じような理念に基づけば、学童保育も 3 人目以降は無償化というものを進めるべきじゃないかと。

7 点目、保護者の子育て費用の軽減という意味で、給食費の援助を増額すべきではないかと。全国には給食費無償という自治体もたくさんございます。

次に雇用対策ですが、若年者の正規雇用をふやすために、町内企業への助成金を行って、正規の雇用をふやすということが必要ではないかと。不安定雇用をなくしていくということが、安定して井手町に住み続けていただける条件になるというふうに思います。

9 点目は、最低賃金の引き上げへ、国や府への働きかけ。最低賃金、非常に低額でありまして、高校生でもなかなかそういうアルバイトには人が集まらないと言われている時代に、低過ぎる。これは国や府への働きかけが必要じゃないかと。

10点目は、町内企業や業者のICT化の支援ということですが、なかなか中小零細企業では、単独でICTを進めていくということは厳しい状況にございますので、町として、町内の住民の方へのICTの普及ということも含めて、業者支援を行っていったらどうか。

4点目は生活の支援ですが、町内の移動や町外への買い物・通院支援として、バスやデマンド交通の整備を進めたらどうか。これは従来から申し上げていますが、町内の商工業者の皆さんにプレミアム付き商品券の普及等を進めて、活性化を援助する。もちろんそういうこともやっているわけですが、近隣のインフラを上手に活用していく。幸いに、井手町の近隣には大型のスーパーマーケットであるとか病院であるとかを備えた自治体もあるわけで、そういうところを活用できるように、高齢者の方を中心に利用できるようなバスやデマンド交通を整備する。

12点目として、福祉タクシーチケットについて町長も先ほど述べておられましたけれども、これも重度の障害者だけに限らず、高齢者全般に広げてはどうか。

13番目、役場の窓口業務でのICT活用。これはやはり、電車に乗らなければ役場へ行けないというような状況がある方もございます。ましてや有王地域とかもございますし、ICTの活用で、役場での窓口業務を自宅にしながらできるというようなことをもっと進めるべきじゃないか。少なくとも、コンビニで税金を納められるぐらいの利便性はすぐにでも整えるべきだというふうに、いろいろ個別には思うわけですが、これだけではなく、他の市町村でもさまざま、奥出雲町や南山城村だけでなく、全国ではさまざまに独自の対策を進めておられるところがあると思います。よく研究をさせていただいて、井手町でも取り入れられることはどんどんと取り入れていただくということが必要ではないかと思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは1点目のご質問にお答えいたします。

まず最初に、議員が戦争法という表現をここで使用される意図ははかり知れませんが、現在、一般的にマスコミなどで使用されている安全保障関連法

案、略して安保法案と置きかえて答弁をさせていただきます。

私は井手町の町長として発言するわけでありますので、権限や責任の範囲内において、町の事務に関連する内容についてのみお答えさせていただきます。

ただいま議員からは、個人の主義主張に基づく持論をるる述べられておりますが、安保法案は現在、衆議院の国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会におきまして、我々国民が選挙により代表として選出した国会議員により、慎重に審査されているところでありまして、私といたしましては、今後も国会での審議を注視していきたいと考えております。

最後にありましたご質問ですが、非核平和都市宣言は、平成の大合併後の自治体数でも全自治体の87%、1,558自治体が宣言しており、本町では昭和63年に議会において同宣言を議決されております。以来、住民の生命と財産を守る自治体として、非核を目指し平和を希求してきているところであり、当然私も同じ姿勢であります。

しかし、一般論として、国会で審議中の多くの案件に対し、一自治体の長が一々政治姿勢を示すなどということは、国会議員を選出している代議員制を軽視する行為であると理解しておりますので、先ほども申しましたが、町を代表する者としての町長としては、ご質問にありました意思表示は行うべきではないと考えております。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 2点目の、人口減少を食いとめ、町を活性化する具体的方策についてであります。ただいま4項目13のご質問をされましたが、これまでから申し上げており、人口減少を食いとめるためには、JR奈良線の高速化・複線化事業や、働く場と税収の確保のための白坂地区開発、防災対策や住宅地などの開発適地拡大を図るための宇治木津線の新設、これらの三つの事業を核として人口減少に歯どめをかけていきたいと取り組んでまいりました。

また、昨年、人口減少の克服や地域経済の活性化、あるいは都市一極集中の是正を目的として、まち・ひと・しごと創生法が施行され、本町においても地域創生推進会議を立ち上げ、人口ビジョンと総合戦略の策定に取り組んでいるところであります。

しかし、残念ながら、これまでから谷田 操議員は、J R 奈良線の高速化・複線化に反対、白坂地区開発にも反対、道路建設は、多賀バイパス建設時にも反対され、宇治木津線にも反対かと思いますが、全て反対されていることから、谷田 操議員のお考えでは人口減少対策につながらないものと考えております。

以上であります。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 町長は個人的な見解は言われたいというんですけれども、副町長は個人的な見解ばかりをおっしゃいまして、私は全くそんな言い方はしておりませんので、その辺は、公式の議会の場ですので、きちんと私は自分の考えを明らかにして、副町長のおっしゃることはぜひ訂正をしていただきたいと思っております。

その件は後にいたしまして、戦争法の問題で町長は、自分の意思表示をすることが国の代議員制を軽視することになるなどとおっしゃっていますけれども、町長は行政をあく行政のトップという性格はもちろんありますけれども、今回も町長選挙にまたお出になるということで、政治家としてももちろん事に当たっておられるわけで、どういう政治姿勢を持っておられるかということは、常々、折に触れて明らかにされていくことが、住民の皆さんに対して、それこそ選挙で投票してくださいと呼びかけられるわけですから、必要なことだと思うんです。

それで、この戦争法案に関しては、けさの報道を見ましたら、一昨日・昨日と共同通信が全国世論調査を行っておりまして、先月に比べても、またまた「憲法違反である、違憲である」という認識が56.7%と上昇しております。違反しているとは思わない方は29.2%。この法案に反対という方が58.7%で、5月の前回調査からは11.1ポイントも上昇したと。一通信社の世論調査ですから、さまざまな数字がそれぞれ出てくるとは思いますが、どう考えても、例の憲法審査会での学者さん3人がそろって「これは違憲だ」とおっしゃったことを潮目に、国民の皆さんも「これは憲法に違反してるじゃないか」という思いがだんだん強まっているということは確かではないか。皆さんにわかってきていただいたのではないかなと思うんです。

そういう憲法に違反しているかもしれないというような法案を、いくら一市町村の長といえども、どう思うのかと聞かれたら、堂々と意見を言うてもらうのが筋ではないかと。町長がおっしゃることは、どんな場合でも公人としての発言であるというふうには思いますが、憲法違反だと指摘されている法案なので、ただ見守っていますだけでは、町民の皆さんに対するアピールにはならないんじゃないですか。堂々と、「私は憲法に違反はしてないと思いますから、どんどんこれは進めてもらったらいいい」というお考えなのか、「いや、私はそうは思いませんよ。これは憲法違反の疑いが強いじゃないかという指摘もありますし、慎重にも慎重を期してほしい」というような立場なのか、「いや、これはもう反対や」と、はっきりとそういう立場を表明しておられる市長さんも全国的にはいらっしゃいますので、町長は今どういうお立場なのかということは、再度はっきりお聞きしたいと思います。

そんなことは何も、国会議員に失礼だとか、代議制を無視するとかいうことにはならない。町長はそういうお立場だと思いますよ。

二つ目に、町の活性化の件で副町長からいろいろ言われましたが、間違いはちゃんと正しておきたいと思いますね。私はJR奈良線の複線化には賛成ですと何度も申し上げておりますが、副町長はそれを何度言っても、あなたは反対だと言わはるんですけれども、私は賛成です。それはずっと申し上げてますよ。ただし、やはりJRが進められる事業ですから、JRも適正な負担をしてくださいということは、町としてもはっきり要求はしてくださいよということは何度も言っています。その経過を細かく議会にも明らかにしていただいたらいいわけです。複線化は賛成です。

二つ目、白坂の工業団地のことですが、私は工業団地を町内につくることについては賛成です。しかし、場所は、山手の方につくられるというのであれば、まず下の方の河川の整備を先に安全なように進めてくださいということを言っているんです。それを、白坂の場合は乗越川に水が落ちてくるということで、乗越川の整備をということをずっと要求してきましたが、それは考えてません、考えてませんということですから、それだったらあの場所にするのは賛成できないということは申し上げます。

道のこともおっしゃっていましたが、多賀バイパスの建設に反対をしたとおっしゃいますけれども、多賀バイパスについては、地権者の方々が判断をされる、土地を売られるかどうかについての判断をされる、それがなか

なかもたついておりますので、そういう地権者の納得を得られないで、先に絵を描いてここに行きますよと、そういうやり方はよくないということは申しておりました。

高規格道路については、まだどういうものかはっきりしておりませんので、具体的に賛成・反対と申し上げたことは一度もございませんが、山を削ってつくっていくということになれば、非常に長期間かかりますし、これを待ってたら町の人口の活性化というのは、これに頼るといえるのでは間に合わないんじゃないかということは常々申し上げています。

これ、私が町長になって答弁するような話を副町長から言われますので、私は、立場が逆転していただいたら、堂々と私の政策を述べたいと思うんですけれども、きょうは私が質問する場なので、さらに質問をさせていただきたいと思うんです。

私がさらに質問したいのは、町長に先ほど言いました、町の活性化の点で言いますと、こういう定住促進化とか補助金とか、お金がいただけるから行きたいという方はまれなんですよ。こういう施策をいろいろやってはりますけれども、いろいろ聞きましたら、お金がいただけるから行きたいんじゃないじゃなくて、行ってみようかなと考えたときに、定住をすることについてこういういろんな援助があるということで、やっぱり決意をされると。ただお金が欲しいから行くという、そういうことではないんです。だから、定住を進めるには、そういうコーディネートが必要だと。

井手町で言っても、いろんな部署に分散していることなんです。だから、ここはきちんと人口増を目指すというふうな、そういう部署もきちんと立ち上げて、相手の問題もありますけれども、姿勢を内外にきちっと示すべきだと思うんです。井手町はこういう形で人口増を目指します。こういう部署もつくって、こういうこととこういうことをやりますということ、いろんな各課にわたるんじゃないじゃなくて、横断的にやったらどうかと。これはどうですか。こういうのは、町長じゃなくて副町長がご担当ですか。町長が答えていただいたらいいけれども、副町長でも結構ですけれども、そういう横断的な組織をつくったらどうかということについて、いかがでしょうか。

いずれにしても、人口が減ることについて問題なのは、やっぱり町の活力がなくなっていくということで、マイナス面は大きいと思っています。しかし、日本創成会議が言われたような、若い女性が減るから町が消滅しますよ

とか、それから、今度は何を言い出したかと思うと、首都圏の高齢者を地方に移住させよだとか、そんな人を物のように扱うやり方には、私は非常に反発を覚えますし、人口が少なくて何が悪いんやと。住民の方が幸せやったら、それでいいの違いかと、言い返したい思いは非常にあるんですけども、周りを見ていますと、やはり人口が減ってきて、住民の皆さんの活力が失われているというのも事実感じますので、やはり私は人口はふやしたいと思っています。私のスタンスはしっかりはっきりさせたいと思いますが、ご答弁を再度お願いしたいと思います。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 汐見町長。

町長（汐見明男） 1回目の質問と同じ質問をされているようでありますので、私はさきに答弁をさせていただいたとおりということであります。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 谷田議員、それぞれの事業について賛成、賛成と仰っていただいて、いろいろ予算の審議の中で言われて、そういうことをJRに言えば、なかなか前へ進まない、それは結局のところ反対につながるという議論を今までやってきて、最後、その計画をする設計なり協定にかかわる予算について、谷田議員は反対をされたということから、反対だなというふうには私は判断してると。

いくら、こういうことをやったらいい、こういうことをやったらどうや、そうですか、ほな、こういうことをやらしてもらいますわと予算を組んで、出したら反対やと。そうしますと、我々執行側にしますと、いずれにしても、やることをやろうとして予算を上げれば、賛成していただかずに、反対をされると。我々にしたら、反対か賛成かというたら、反対されてるんやなというて判断せざるを得ないということを申し上げて、先ほど私が答弁いたしましたことは、そういうことを今までからも言ってきましたし、これからも言っていくつもりでございます。

また、多賀バイパスにつきましても、そのときにルートの話が予算特別委員会でありましたが、委員会の中で谷田議員が反対か賛成か言われなかったということも事実であります。ただ、町長の方から、「谷田委員、それやった

ら、地権者が7割賛成しはったら賛成ですか。10割賛成しなければ賛成と違うんですか」と言われたときに、「私が何でそんなことを答えなあかんねや」ということを答弁されたということも私は横で聞いておりました、だから、谷田議員は賛成ではなく反対の立場かなというふうに判断させていただいたということでもあります。

また、白坂開発につきましても、先ほど言われましたように、いろいろ科学的に計算して、流量また流域に応じて河川、調整池、説明をいたしまして、住民説明会もしまして、今、開発が進んでおります。それに対して、谷田議員は賛成と言われたことなく、こういう条件、こういうことが危険だ、危険だ、危険だと言われてきて、きょうもまだ、あの山手につくられることは、乗越川の河川の改修は行われていないし反対だと言われているので、反対だということで私は申し上げた次第であります。

答弁につきましても、多賀バイパスは、先ほど言いましたように、そういうことから、山手の方につくるということで、今、本人も申されましたが、反対だなということで、本町のまちづくりにかかわります住宅地の適地拡大や働く場の確保、それと利便性の向上、これらが転出された方のアンケートで出てきた転出する理由の主なものでありまして、それらを克服するために今日まで町長が町政を進められてきて、利便性の向上なり、一定それぞれ事業もやって、またソフト事業につきましても、今月最初、国の方から職員の方が来られて、井手町の住民の方とお話し合いをされて、研修の一環ではありましたが、井手町の取り組んでいるまちづくりをそれぞれ見てこられて、先日その手紙が来たわけではありますが、ハード、ソフト、大変きめ細かく、また住民の声を反映したまちづくりがされていると感心をして、自然豊かで、観光名所で、歴史資産あり、企業立地にも熱心で、利便性も高めようとされている。しかしながら、人口減少というのは、それでもってまだまだとどまることはならないような、一筋縄ではいかない政策課題であるということで、今後とも井手町のきめ細やかな、そして、必要な施策は大胆にされる施策に期待していますということが、外から見られた方についてもおっしゃっていただいております。

だから、ソフト面を何もやっておられないかのような議論をされておりますが、ゼロ歳児保育から、るる申し上げますが、谷田議員、全て当初予算反対を町長のときにされてこられました、全て予算で組んで執行して、そ

れが住民の方々に声を聞いた、その要望に対して一つずつ丁寧に、福祉は一步ずつ、教育も一步ずつ、そして、したことに対しては後退させないということで、堅実な財政運営と着実な福祉、教育、暮らしの周辺整備を今までやってこられた成果があらわれてくるものと。

ただ、今後、今現在そういう状況であっても、先ほどから申しておりますように、町長も申されたような、人口減少の歯どめはかかっておらない状況で、三つの事業を核として人口のビジョン、また総合戦略計画に基づくさまざまな事業を一体的に取り組みまして、人口減少の歯どめを何とかかけていきたいということを考えておりますので、今後は、そのような予算を組みましたら、賛成いただくようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（木村武壽） 再質問でございますが、ルールに基づきまして、上手に時間を使われまして、時間はちょっとオーバーしてはいますけど、要望事項1分ぐらいやったら許しますので、一応、ルールはルールとして、あなたと私の話ではありませんので、皆さんのルールやから、1分ぐらいの要望時間やったら許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 今、副町長がるるおっしゃったことにまた一々反論すると1分を超えてしまいますし、もうそれは申しませんけれども、私がいろいろ提案したことに全然答弁がない。これは議会軽視じゃないのか。議長も町長も、こうやって質問を出して、私も一生懸命町のために、私は生まれたふるさとではございませんけれども、もう井手町で住まいした方が長いんでございます。30年以上住んでおまして、これからもずっと住みたいと思っておりますので、井手町をよい町にしていきたいなと思って、これでも非常にいろいろ考えているんです。それに何もお答えにならない。

この辺は、私自身、町の予算に反対されると言いますが、個別の施策についてあれこれ反対の場合は、必ずきちっとご説明をしていますよ。当初予算については、個別にこれに100万、200万と出てくるわけじゃないじゃないですか。これは町長の政治姿勢そのものなんです。戦争法についての政治姿勢も明らかにされない。そういう町長の政治姿勢の具現化されたものが当初予算ですよ。それはなかなか賛成できませんね。その辺がきちんと

示されて、町長もちょっと方針を変えてくださったら賛成できるかもしれませんが。賛成してくれと言われたんですけども、ほとんどの補正予算には賛成をしておりますし、個別の案件についてはほとんど賛成ですよ。その辺を、またこじつけて、何でも反対と言われるのは非常に心外であります。もっと議会では実のある質疑をやりたい。

私が提案したものについて、どこがどう、ここがちょっと問題なのと違いかということであれば、それを答弁していただけたら。非常に残念だという思いではありますが、質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（木村武壽）　これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。1時10分から行います。よろしく願いいたします。

休憩　午前11時56分

再開　午後　1時10分

議長（木村武壽）　休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第5、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　乾税務課長。

税務課長（乾　浩朗）

（報告第1号を朗読説明）

議長（木村武壽）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　谷田　操議員。

9番（谷田　操）　ページ数で言いまして13ページの、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例ということですが、これは、いわゆるふるさと納税等を行う場合に確定申告せずに申告できる特例ということですが、どういう直接利点があるのか。今までだったらこうしなければならなかったということも含めて、もう一度説明をお願いしたいと思うんです。これ、幾らでも適用になるのかということ。

それともう1点が、ページ数で言いますと19ページの軽自動車税の税率特例、第16条が定められて、かつ22ページから24ページまで、それを延期するという条例を同時に定めるということですが、軽自動車にかかわって、昨年条例化しましたね。そのときにこうしますよといったことが全て、全部1年ずつ先送りになるのか。もう一度、こういう部分はこうなりますと、それが今回、4月から予定されていた分が来年4月からこうなりますというようなことで、説明をお願いしたいと思います。

議長（木村武壽） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） ただいまのご質問にお答えします。

附則第9条に定め、今回改めた内容なんですけども、これはふるさと納税ワンストップ制度とも言われるものでありまして、今までは、寄附金控除を受ける場合は全ての方が確定申告をする必要があるということであったのが、確定申告が不要となる給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずに控除が受けられる仕組みということが定められたものであります。

次に、附則の第16条の関係、軽自動車の関係ですが、今回、本来27年度から税率の改正が、原動機付自転車及び二輪車等につきましては、税率が変わると、改正されると、引き上げられるという改正が行われていたものが、地方税法の改正によりまして1年間延期ということになりまして、その適用が28年度から改正されるということになったものであります。

以上であります。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） だから、ふるさと納税のワンストップの件は、給与所得者の方は今まで、ふるさと納税した場合は本来確定申告してなかったのに、そのためにしなあかんという手間が一つふえたわけですよ。だからそれをしなくていいというのは、しかし、給与の関係で年末調整等をする場合、それは事業所がやるわけでしょう。自分がふるさと納税したということは、年末調整で申告をして、されるということなんです。どうやって把握できるんですか。確定申告しないのに、どうやってその人がふるさと納税したということを把握して減税できるのか、その仕組みを教えてください。

もう一つ、軽自動車税の件は、軽自動車には乗用の四輪と貨物の四輪と、

それと原動機付バイクとかいろいろありますよね。幾種類かありましたけども、それによって、もう既に持っている人は上がりませんよというやつと、新たに取得したときから上がるんですよというのと、もう既に持っていて、ほんまやったら今年度から原付バイクなんかは1,000円が2,000円に上がるどころやったわけですね。それはなしにして来年になりましたよと言うんだけど、だから、全部が1年ずつ先送りですか。じゃあ、ことし1年のうちに新たに軽四の乗用を取得された方は、従来どおりの税率ですか。来年4月からしか、その人も変わらないんですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) ただいまのご質問にお答えします。

先ほど申しましたふるさと納税のワンストップ制度につきまして、その仕組みについてですが、まずその寄附者、寄附される方が寄附を行う際に、寄附先の地方団体へ、その申告特例、ふるさと納税ワンストップ制度を私はしますよという申請を提出されますと、その申請を受けた寄附先の地方団体は、その申請者の申請に基づいて、申告特例通知書というのを寄附者の個人住民税課税市町村へ送付されると。その通知書を受け取った市町村は、翌年度の個人住民税所得割からその通知に基づきまして寄附金控除を適用するという形の流れになるものでありまして、ただし、この制度を利用される方は、寄附先が5団体以内の場合に限りということになっていますので、それ以上の方は従来どおり確定申告等が必要ということになりまして、この寄附の適用につきましては、27年4月1日以降に行われた分からこの制度が利用できるという制度になっております。

続きまして、軽自動車税の税率の関係ですけれども、今回、原動機付自転車及び二輪車等の部分につきまして、一般的に四輪とか三輪とかあるんですけど、それ以外のものにつきましては本来27年度から税率が改正される予定でしたが、1年延長ということになりましたので、28年度適用ということになります。その軽自動車の三輪、四輪以上と言われるものにつきましては、平成27年3月31日時点で既に新車登録を受けておられる車両につきましては従来そのままの税率で課税を行いまして、新たに27年4月1日以降に新車登録されました車両については、昨年度改正した内容のとおり税率が改正されるという形になったものであります。

以上であります。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） この条例案の中にはさまざまな変更が含まれておりまして、住宅ローン減税の延長でありますとか、それから一部の軽自動車税の課税引き上げの延長等ありますけれども、結局、軽自動車税につきましては延長しても引き上げると。そういう問題につきましては、昨年この税の引き上げの際にも申しましたけれども、軽自動車というのは住民の、特に高齢者や女性の足として非常に活用されているものですから、税率の引き上げは行うべきではないと。一部、今回延長されないものもあるということですから、その点については反対をいたします。

議長（木村武壽） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を終わります。

これから、報告第1号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第1号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。したがって、報告第1号は承認することに決定しました。

次に、日程第6、報告第2号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗）

（報告第2号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。
これから、報告第2号、専決処分の報告についてを採決します。
報告第2号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、報告第2号は承認することに決定しました。

次に、日程第7、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

理事(小川淳一)

(報告第3号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 9番、谷田です。

まず、新旧対照表を見まして、2ページですけれども、課税の区分が3つありまして、基礎課税分と後期高齢者支援金分と介護納付金分と、それぞれで限度額を定めているわけですけれども、その限度額をそれぞれ引き上げるということになります。介護保険分を課されていない世帯というものもありますので、それぞれの区分で何世帯、その世帯に何人属しているかによって、何世帯何人の方がそれぞれこの限度額引き上げの影響を受けるのか。もう今年度分、賦課されていますので、今年度分でおわかりになると思うんですけども、限度額、これで、今までは51万円だった方が52万円になるという方は何人、何世帯おられるのかということ、それぞれの区分でお尋ねし

ます。

逆に、2ページから3ページにかけて、これは軽減を受けられる世帯の方に係るものですね。これは、それぞれ今まで7割、5割、2割という軽減があったわけですね。低所得の方に対して、国の方で軽減を広げなさいということで措置をしてきているわけですが、それがどのように変わって、7割の方は変わらないですね。5割や2割の軽減を受けられる方が、今まではこちらだけの世帯、こちらだけの人数だったけれども、ことしこういうふうに軽減を受けられる世帯が広がりましたよと、その総額の影響はどのくらいあるのか。前半の方は増額ですよ。これだけ増税になりましたと。後半の方は減額ですから、これだけ減税になりましたというその全体を示していただきたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

理事(小川淳一) ただいまの谷田議員のご質問にお答えします。

まず、限度額につきましてですが、医療分、後期高齢者支援金分、介護分と、それぞれ3つの課税区分がありますけれども、まず、医療分につきましては21世帯83名、支援金分につきましては21世帯83名、介護分につきましては16世帯26名でございます。

次に、軽減世帯でございますけど、これは年度比較でございましたでしょうか。26年度と27年度でしたでしょうか。

9番(谷田 操) 26年度と。

理事(小川淳一) 7割軽減でございますけれども、前年度比較といたしまして、全体でいきます。26年度の7割の世帯ですが、医療分は416世帯、それと、27年度の医療分は7割軽減が439世帯、それと、支援金分世帯につきましては、26年度の支援金分の世帯は416世帯、27年度の7割支援金分世帯が439世帯、それと、介護分につきましては、26年度分が201世帯、27年度分が215世帯。同様に、5割軽減、26年度の医療分が176世帯、27年度が196世帯、支援金分が26年度176世帯、27年度が196世帯、介護分が26年度93世帯、27年度が98世帯。次に、2割軽減でございます。医療分が150世帯、27年度が162世帯、支援金分の26年度は150世帯、27年度は162世帯、介護分につきましては26年度64世帯、27年度は65世帯。

以上でございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 国の方は、その軽減の世帯について、この3年間で拡大をしてきているんです。今年度で言うと、総額612億円かけて軽減するということで、25年度のときは、1人世帯だったら軽減を受けられなかった5割軽減を1人でも受けられるようにしましたよとか、27年については、5割軽減の1人幾らというのが24万5,000円から26万円まで拡大をしたわけですね。これ、井手町でいうたら、今言われたような影響で、総額どのくらいの引き下げになるのかというのがわからないでしょうか。この7割、5割、2割、井手町は軽減世帯が非常に多い市町村ですけれども、午前中に説明があったように、赤字やということもあるんですね。引き下げをやってもらってどのくらいの影響が出るのかということは一応把握しておいた方がいいと思うんですけれども、一方で引き上げると、一方で引き下げると、総額どのくらいの影響額が引き上げと引き下げでいうたらあるのかなというのが知りたいんです。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川保健医療課長。

理事（小川淳一） ただいまのご質問ですけど、大変申しわけないです。先ほど答弁いたしました内容につきましては、当初予算算定時の資料に基づいて報告させていただきましたので、追加で申し上げます。

今ご質問の、どれぐらいの影響額かということにつきましてはですけども、これも当初予算算定時の資料に基づきますと、改正前と改正後の比較ということで、軽減の影響額は、約70万ほどの影響が出ております。要するに、70万ほど多く軽減をすることになっております。今手元の資料では、そういった数字で報告をさせていただきます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 今、軽減は70万とおっしゃったんですね。引き上げの方は計算が簡単なので、私でも計算できるんですけども、医療分が1世帯1万円でしょう、支援分が1万円でしょう、介護分が2万円でしょう。そした

ら、21世帯、21世帯、16世帯やから、21万、21万、32万と。ほな、引き上げが74万円ぐらいか。だから、所得の高い層は74万ほど上げましたよ、所得の低い層は70万ほど引き下げましたよ。数万円の違いですけど、ほとんど変わらないと、そういうことでしょうか。引き上げた分、引き下げますよということなんでしょうか。井手町は赤字の団体ですし、私は引き下げてほしいですよ。せやけど、引き下げばかり先行したら会計上も大変やということもあるかもしれないんですけど、大体同じようなものやということですか。引き上げの影響と引き下げの影響と一緒にぐらいやと、額的に。70万引き上げても70万下がらねやったら、140万ほど下げているということやしね。

議長（木村武壽） この件につきましては、後で報告させていただきます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 反対の立場で討論を行います。

今回の条例改正については、低所得層の軽減拡大ということで、減税の意味ももちろんあるんですけども、限度額の引き上げというのは特に、所得がそんなに高くなくても子供さんの数が多ければすぐに限度額に行ってしまうというようなこともあります。特に子供さんは、全く収入なくても1人分ということで課税されてくるわけですね。例えば、今説明があった医療分、支援分の世帯で言うと、21世帯で83人おられるということは、単純に考えると4人ぐらい1世帯におられるところということで、井手町でいうたら子供さんが多い世帯になるんじゃないかなというふうに思うわけですけども、そういうところに限度額引き上げの波がかぶってくるというようなことがございます。所得の低い層への軽減の措置はあるものの、やはり限度額を引き上げるとということで、増税の影響が大きいということで反対をしたいと思います。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これでは討論を終わります。

これから、報告第3号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第3号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手多数です。したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

次に、日程第8、報告第4号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(報告第4号を朗読説明)

議長(木村武壽) これでは提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中坊議員。

8番(中坊 陽) 16ページの庁舎等整備基金積立金6億円、されました。

当初の建設日にほとんど近づいていると思うんですけども、建設時期等については早まるのか、また、いつごろ予定されているのか、お聞きします。

それと、20ページの埋蔵文化財用地取得費970万円減額された理由と、それと、椿坂の瓦跡ですか、あこの指定範囲が広がったように新聞報道で出ているんですけど、そのための用地、広まったについての用地取得は必要なのか、現在取得された中でいけるのか、お聞きします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 庁舎の基金積み立てに係りまして、庁舎の検討時期が早まるのかということですが、当初から15億円ぐらいをめどに基金積み立てをして、それに合わせて検討会議等を設置しながら検討してまいりたいということを進めてまいりまして、しかるべき時期に基金の状況を見ながら検討委員会を設置し、検討していくということになってきます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 汐見町長。

町長(汐見明男) これは、8月に町長選挙がありますので、この新たに出る町長の考え方によるということになります。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 高江社会教育課長。

社会教育課長(高江裕之) 今回の減額理由につきましては、入札の落札による減及び実測面積を鑑定額で購入した減額であります。また、今回の答申による追加指定の新たな土地の購入の必要は全くありません。

以上でございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 防災マップの件ですけれども、入の方で補助金が減額になったり、14ページで言うと、その基金の繰入金を減額したりされていますけれども、26年度の事業ですから、もう防災マップができ上がっているのかと思うんですけれども、一般に公表し配布されるような時期、それをお尋ねしたいと思います。

それと、ページ数で言いますと、繰越明許の5ページですけれども、井手町の総合戦略策定業務の1,000万円ということで繰り越しになっておりますが、国の方から策定業務に1,000万というのはほぼ一律で予算措置されていると思うんです。うちの場合は700万弱のお金で、まず人口ビジョンの委託ということで、プロポーザル方式で公募型で提案を求めて、それで人口ビジョンをつくっていくというので、もう公募をされた、その結果も日程からいって決まっていると思うんですけれども、全国どこでも今これをやっていますので、京都で言うと、京丹後市は1年前倒してモデル事業ということで、もうつくりましたけど、府下一斉にこれをやっています。全国一斉にやっています。そういうときに公募して、いいアイデアを持って応募してくれたらいいんですけれども、何社ぐらい応募があって、どういうところに幾らで決まったのかと。ホームページにも出ておりませんので、担当課にお聞きしに行くと、一般には公表しないというようなことでしたので、議会の場で明らかにしていただいたらどうかと思います。

それと、同じく5ページの繰越明許にかかわってですが、JRの玉水駅の駅舎デザインですけれども、多賀駅のエレベーターについては既にこういうふうにしたいということで公表がありまして、1基は通路につけるんだと、自由通路につける道路事業としてやる。1基は構内でつけるということで、目の前にホームが見えていますから、そこへは地上階に改札を機械で設けて通れるようにしようという話は既にお聞きしているんですが、玉水駅の場合はこれから橋上化で、詳しい設計もまだかもしれませんけれども、デザインを募集されるということですから、そうなると、下の地上階の方はどういう構想を考えておられるのか。多賀駅のように橋上駅化されてエレベーターがついたとしても、目の前にホームが見えているわけですね。そこへ行きたいと、そのまま地上階の改札をつくってほしいという要望は当然出てくると思うんですけれども、その辺の、地上階の改札についてどう考えておられるのか、今現状で考えておられることをお尋ねいたします。

それと、基金についてですけれども、今回、一気に出納整理期間に6億を足して、年間で合計8億円の庁舎積み立てをふやされるということで、総額、午前中に町長がおっしゃった63億7,600万の基金になるということなんですけれども、ふえたらふえるだけいいのかという話ですけれども、年間に一気に6億円、8億円積み立てるとするのは、やはり井手町の財政規模から言うと特別な額やと思うんです。日ごろ、いろいろ議員からこういうことをやるべきやないかという意見が出たときに、町長は決算のときなんかによく言われるわけです。繰り越したお金なんかを活用して要望に応じていくようにしたいと言われるんですが、これ、また6億積み立てて、黒字が4億ですか。10億残ったと。48億の最終決算になるとしても、実際は38億しか仕事はしてないということになるんじゃないかと思うんですが、庁舎はすごく長期にわたって使うものですし、後年度負担を適正に求めていくというのは常識やと思うんですね。まだこれから、しかるべきときに検討委員会をしますとか言いながら、積み立てだけは一気に年間にぽんと8億。それやったら、もう少し住民要望が切迫していることに使って、積み立ては時間かかっても、適正な後年度負担を求めていって、全額積み立てんでも後年度に回すと、その方が常識じゃないんでしょうか。その辺の町長のお考えと、単年度収支どうなりそうなのかをお聞きいたします。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私にというご指名ですので、お答えをさせていただきます。

10億黒字ということではないんです。その前も4億の繰り越しですので、その4億は同じように繰り越しですので6億ということになります。これまでからこういう議論を何回もしてきているわけですが、谷田議員、府内の状況を見てもらったらわかりますけれども、井手町、今回、税込1,000万ふえたというものの、9億に達してないですね。宇治田原の状況を見てもらえればわかりますように、倍近くあると。そこで、なぜこうなるのかという判断をしてもらえれば一番よくわかるのではないかなと。これは、やはり国や府の支援が大きいんですね。その中で、今の住民サービス、周辺を見てもらってもわかりますように、井手町の税収がそういう状況でありますので、一気に何もかもするということにはいかない。これは後年度のことを当然考えなければならない。ですから、今度、27年度であればタクシーチケットなり、あるいはチャイルドシートの補助金、これは子育てとか障害者対策。去年は肺炎球菌ワクチンとか、あるいは前立腺がんとかいうことで、中高齢者対策ということで、毎年、将来の歳入の見通しを立てながらやってきていると。その結果、周辺に比べて何ら見劣りしない、いわゆる住民サービスになっているということは、もうこれは見てもらったらわかると思うんですね。

その中で、一方では今後の負担として、庁舎は庁舎で一つある。これは、消費税も10%になってくるだろうということを見ますと、20億近くかかるのではないかなと。10億ぐらい積み上げれば、あと庁舎はほとんどがもう単費ですので。ただ、これをどううまく国から引っ張り出すのか。それはどういう理由かといえば、防災拠点、ここらをどううまく生かしながら補助金あるいは有利な起債を持ってくるか。これは今後の課題ということになりますけれども、15億ぐらいかかるやろうと。あと5億して20億と。それと、今のこのJR奈良線2期工事の負担、これが9億ほどこれから来るわけですね。もう一つは、この多賀駅と玉水駅の関連事業。これはもちろん補助金もこれからどう確保するかということがありますが、大体これで20億、あとは補助金をどう持ってくるか。これだけ見ても、それだけの負担がかかるわけですね。そういうことも一つは持っていかなあかん。

庁舎をなぜ急ぐのかということですが、これも前に話をしましたように、地震については、補強をやった関係でこれは大丈夫ということにはなっています。ただし、建設が43年で、既に47年ほどたっているということが一つと、もう一つは、国交省の調査で、この堤防、24号線、これが砂でできているので決壊するおそれもあると、こういうことが出ている。決壊すれば、ここ、5メートルつくということですね。防災拠点と言いながら、それで拠点になるのか。特にこの近年の大雨や集中豪雨、想定も超した大雨や集中豪雨があるということで、やはり住民の安心・安全のためにも、そこらもきちっとやらないと。いろいろこういうことを考えながら取り組んで、基金も今そういう状況にあるということでもありますので、何ら私は問題ないんではないかなと、このように思っております。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

防災マップの公表の時期でございますけれども、ちょうど今現在、昨年度は図面であったり、浸水想定地域であったり、そういうようなものを内部的に業者と私どもが詰めたデータの調整とかをしておりました。それが26年度であります。それと、27年度にも債務負担をとらせていただきまして、27年度も事業をしておりまして、今現在、各区の方で、まち歩きなどを、ちょうどきのうもまち歩きをしていただいたんですけれども、そのようなことで危険箇所であるとかいうのを地域の皆さんでつくっていただいております。現在、玉水区と南部区の区長にもいろいろご尽力いただいて、地域の役員の方をお集めいただいて日程調整をしているところでありまして、皆さんのお手元に行くのは大体あと2カ月後ぐらい、お時間いただければできるのではないかなと、そのように考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 谷田議員ご質問の、井手町の総合戦略策定に係ります業者の選定についてでございます。

業者の参加数ということでございますので、何社あったかというお話でございましたので、業者数を申しますと、2社でございます。業者につきまし

ては、業者名でございますが、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に業者選定、委託ということで契約いたしております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 谷田議員の玉水駅のエレベーター等に関するご質問にお答えいたします。

今年度の玉水駅の予定は、まず詳細設計、土質調査を行うということで、詳細については今後決まってくるということになりますが、玉水駅の場合、西側であれ東側であれ、地上であります。橋上駅が上に駅舎をつくる関係で、下から上がってもうて橋上駅からおりてもらうというような形になりますので、エレベーターについては2基で検討をしているところでございます。なお、多賀駅の場合は直接西側から入れるというような話でございますが、多賀駅につきましては構造上、通常でいきますと3基が必要になったということで、汐見町長にすぐに動いていただきまして、ゲートが直接入れればエレベーターは2基で済むというような活動もしていただきまして、現在の報告しているとおりの形になっているところでございます。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 誤解のないようにちゃんと言っておきますけど、私は庁舎建設を急ぐなど言っているわけではなくて、庁舎を建てかえることには賛成をしていますし、早期に建てかえるべきだと考えています。ただ、その費用の工面ということで言って、とにかく積み上がるまで、どういうふうを検討していくかもまだなんやということではなく、後年度負担がふえても早く取りかかるべきじゃないかと思っているということは誤解のないように、また反対やと言われると困りますので言っておきたいと思います。

それと、先ほどの総合戦略の人口ビジョンの件で、プロポーザル方式で募集をされていますので、必ずしも安く提案したところに落札するということではないかもしれないので、2社というのはもう1社どこなのか、それぞれ応募してこられた額を教えてくださいと思います。

それと、玉水駅舎の件は、だから私は、地上階の改札はあるのかないのかということを知りたかったんです。ないということですね、確認です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 汐見町長。

町長(汐見明男) 今のところはそういう状況です。多賀駅もそういうことになったんです。最後の詰めでいろいろやりながら、どうにか利便性ということと言えますと、京都方面に行くのは多いんですけども、下から何とかということでも認めてもらったと。もちろん玉水駅も、これは今後の折衝になるけれども、利便性をどう高めるかというのは、これは当然のことなんですけれども、今のところは今答えたようなことになっているということです。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 谷田議員の、地方創生の総合戦略の関係でございますが、もう1社でございますが、株式会社ぎょうせいでございます。今回のプロポーザル方式であります。金額につきましては、採用の業者、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社で694万4,445円でございます。

議長(木村武壽) この際、暫時休憩します。3時から。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時00分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

先ほどの答弁、よろしくお願いたします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 貴重な時間、失礼いたしました。先ほどの谷田議員のご質問でございます。

業者の額でございますが、再度申し上げます。三菱UFJリサーチ&コンサルティングにつきましては694万4,445円でございます。株式会社ぎょうせいにつきましては640万円でございます。

なお、今回の業者選定につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によりまして、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」という規定によりまして、公募型のプロポーザル方式を

採用し、地域を限定せずに広く募集を行い、選考上の候補者を選定してまいったところでございます。なお、選定委員会におきましては、選定項目の中で、主な4つの評価項目といたしまして、井手町の特性や課題を的確に把握し、全国的な時代の潮流との関係を示すなど、地域特性に応じた提案ができているか、もう一つが、住民アンケート等の集計結果についての具体的な分析方法が提案されているか、次に、本業務が確実に実施できる業務スケジュールが提案できているか、最後に、提案書の内容が見やすく理解しやすい構成となっているかということの評価項目として選定してまいったところでございます。

もう1点でございます。ご質問のありました一般会計の収支の状況でございます。実質収支につきましては4億112万4,200円でございます。単年度収支につきましては、マイナスの851万3,651円でございます。以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第4号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第4号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、報告第4号は承認することに決定しました。

次に入る前に、先ほどの報告第3号の件につきまして報告願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川保健医療課長。

理事（小川淳一） 貴重な時間をいただきまして、申しわけございませんでした。

先ほどの報告第3号の中で谷田議員よりご質問いただいております、軽減判定の改正に伴う影響額ということでございまして、平成27年度と26

年度を比較しまして約250万円の軽減の金額が大きくなったということでございます。もう1点、限度額の影響額についても、平成26年度と27年度を比較した場合にどれだけの影響額があったのかということでございまして、こちらについても181万円の影響額ということで、これは27年度の方が増ということになってございます。

以上でございます。

議長（木村武壽） 次に、日程第9、報告第5号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

（報告第5号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第5号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第5号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

次に、日程第10、報告第6号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）

（報告第6号を朗読説明）

議長（木村武壽）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　　谷田　操議員。

9番（谷田　操）　　介護保険が3年ごとの見直しでこの春から変わったわけですが、そのときには第1段階の方は基準額の0.5ということで、今まで井手町では0.55だった方も0.5にしますよという、そういうことで3年間の保険料を定めたと思うんです。ところが今回、国の方で221億円だそうですが、それを低所得対策に本来の介護保険の枠組みの分に加えて給付しますよということになったので、それは第1段階の人の引き下げに使いなさいということで定められていますから、井手町だけ頑張っって引き下げたということではなしに、全国的にそういうことになっているわけですけど、65歳以上の方の全体の2割がそこに当たるだろうというような国の割合でもって、これ、配分されているんですよ。井手町の場合はどうなのかと。

かつ3年間この額でいきますよというふうに条例は変わるわけですけど、国の方は、財源は29年4月になって消費税が10%に引き上げられたら、そこを完全実施するんやいうて言うているわけですね。せやけども、29年もこれにしますよと今、井手町は条例を変えようとしているわけですけども、その辺の財源がもし来なかったらどうなるのかという、そういう見通しは国から示されているのかどうか。井手町の場合は、第1段階が65歳以上の全体の約2割だという国の見通しと比べたら、数は多いんですか、少ないんですか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　　寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）　　谷田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、何割の方が影響しているかなんですが、こちらにつきましては26.98%の方が今回の減額の対象となっております。

続きまして、2点目の、消費税が今後10%に上がった場合、軽減措置があるのかなんですが、京都府の方に確認したところ、国の政策でもありますので、まだ未定だということを伺っております。

以上であります。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第6号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第6号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、報告第6号は承認することに決定しました。

次に、日程第11、報告第7号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川保健医療課長。

理事（小川淳一）

（報告第7号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） ちょっとその計算がわからないんですけど、繰上充用1,800万円するわけですね。普通考えたら1,800万赤字やったんかなと思うんですが、町長が朝説明されたときには、法定外に毎年借り入れを返済するのに1,230万繰り入れていると。それを繰り入れてもなお5,000万の赤字とおっしゃったと思うんですよ。今回その繰入充用が1,800万というのは、この27年度が進むにつれて、まださらに繰上充用の額がふえたり、一般会計から繰り入れを多額にせんなんかったりということなのか、1,800万、今、繰上充用ということは、とにかく26年、1,800万足らんかったからマイナス1,800万から27年はスタートしたと、そう

ということなのかと思うんですが、ちょっとご説明をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 私の方から国保会計の収支についてご説明申し上げます。

国保会計につきましては、平成26年度の実質収支が1,782万9,113円の赤字でございます。実質単年度収支が4,966万752円の赤字でございます。

なお、冒頭の町長の提案説明で話がありました約5,000万円の赤字というのは、今述べました実質単年度収支の赤字のことでございます。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 意味がわからないんですけれども、わかるように説明していただけないでしょうか。単年度4,966万、だから単年度は5,000万赤字ですね。それで、一般会計から繰り入れを1,230万しましたと。それでも1,700万赤字ですといったら、3,000万の赤字なら、1,230万足す1,700万で3,000万の赤字となったらわかるんですよ。もう2,000万赤字やというのはどういう計算なんですか。ちょっとわかるように説明していただきたい。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

平成25年度の国保会計であります、3,183万1,639円の黒字でございました。今年度実質収支が1,782万9,113円の赤字でございますので、25年度の黒の分からここにまで赤になるということで、実質単年度収支が4,966万752円ということでございます。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第7号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第7号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、報告第7号は承認することに決定しました。

次に、日程第12、報告第8号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項ですから、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(報告第8号を朗読説明)

議長(木村武壽) 以上で報告第8号、繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 3時30分

(中坊 陽議員退席)

再開 午後 3時31分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

日程第13、農業委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。議会推薦の農業委員は2人とし、京都府綴喜郡井手町大字多賀小字東南組23番地、・井一彦氏、昭和27年2月5日生まれ、京都府綴喜郡井手町大字井手小字西垣内3番地、中坊 陽氏、昭和30年8月13日生まれ、以上の方を推薦したいと思います。

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は2人とし、・井一彦氏、中坊 陽氏、以上の方を推薦することに決定しました。

中坊 陽議員の入場を許します。

（中坊 陽議員入場）

議長（木村武壽） 次に、日程第14、議案第35号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第35号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第35号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第35号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第35号は同意することに決定しました。

次に、日程第15、議案第36号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第36号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第36号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第36号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第36号は同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は6月26日午前10時から会議を開きます。よろしくお願いいたします。

散会 午後 3時36分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 谷 田 利 一

署名議員 村 田 忠 文